

令和 3 年第 9 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(令和 3 年 9 月 2 7 日)

召集年月日 令和3年9月27日（月）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和3年9月27日 午後4時00分

閉会 令和3年9月27日 午後4時50分

出席委員（11名）

1番 松井厚雄（職務代理者） 2番 渡邊典子 3番 松尾 豊
4番 桑田一広 5番 塩野鐘吉 6番 菅原節夫
8番 古池洋子 9番 岩崎誠一 10番 早川和夫（会長）
11番 谷口浅雄 13番 瀧下光生

欠席委員（2名）

12番 細川正博 14番 田中久博

出席事務局

局長 奥 治房 次長 小西 守 書記 藤原昭洋
早川与志樹
谷口有利子

提出議案

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第24号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について

議案第25号 名田庄農業振興地域整備計画の変更について

議案第26号 現況証明について

局長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和3年第9回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、12番 細川委員、14番 田中委員の2名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております5議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和3年第9回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議 長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは5番 塩野委員さんと9番 岩崎委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議 長 日程2 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第22号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものとしたします。

[日程 3]

議 長 日程3 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長
議案第23号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地に、〇〇在住の〇〇〇〇氏が、家族とともに居住する住宅を建築するため転用する申請であります。
詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長
(議案第23号資料説明)
局長説明のとおり、現在〇〇の〇〇〇〇に居住している申請人が、実家のある〇〇地区に〇と〇とともに居住する住宅を建築するための転用申請です。また、当該農地は申請人の家族の居住する住宅地に接しており、集落につながった農地です。
当該農地は先月の第8回おおい町農業委員会において農用地からの除外について審議され、「特段の意見なし」と回答する決定がされており、9月9日から縦覧が開始され、申請人より転用申請が提出されました。
この申請地の農地区分につきましては、土地改良により造成された農地であるため、第1種農地に該当します。第1種農地は特定の利用による転用以外は許可できませんが、第1種農地の許可基準である、「住宅に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に当てはまりますので、転用可能と判断いたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に つ

きまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

桑田委員

はい、議長。

こちらも21日に瀧下委員と現地を確認いたしました。

当該農地には隣地に農地がございましたが、計画によりますと、当該農地との境界には擁壁を設置することと、周辺農地の営農への影響はないものと思われま。また、申請人は地区内に宅地等を所有しておらず、当該農地を転用することはやむを得ないものと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

塩野委員

転用には、隣地の所有者の同意書は必要なのか。

谷口書記

同意書としては必要ありませんが、転用事業について説明し、同意を得ているかという状況を記載する書類が必要です。

議 長

他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第23号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものといたします。

[日程 4]

議 長

日程4 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題といたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長。

議案第24号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、電力線張替工事の資材運搬の臨時ヘリポートとして使用するため一時転用する申請であります。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長。

(議案第24号資料説明)

局長の説明のとおり、〇〇の山頂に設置している鉄塔の電力線の張替え工事を行うため、山の上に電力線や金具類及び張替えに使用する滑車などの資材をヘリコプターで運搬する作業のためのヘリポートとして農地を使用する転用申請です。ヘリポートとして使用する期間は、資材を届けるときと、使用した資材を山から降ろすときにそれぞれ10日間程度ですが、ヘリポートとして使用するために農地に鉄板を敷く、または撤去する作業が発生するため、その期間を合わせるとそれぞれ4か月程度かかるということです。許可後から令和4年12月末までの一時転用の申請となっています。また、耕作する時期を避けて転用事業を行うということですので、営農への影響も少ないと考えられます。

この土地を選定した理由は、資料14ページのとおり、ヘリコプターで資材を運搬しながら〇〇〇〇や住宅地の上を飛ぶことを避けるために、〇〇〇〇の〇〇〇〇の上を通るため、経路上最も使用しやすく、ヘリポートとしての面積を確保できるためということです。

この申請地の農地区分につきましては、農振農用地であり、原則転用許可はできませんが、一時的な使用であり、かつ当該農地を使用することが必要であると認められる場合に該当するため、例外的に許可でき、転用可能と判断します。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

桑田委員

はい、議長。

こちらも21日に瀧下委員と現地を確認いたしました。

耕作する時期を避けて作業を行うということですので、今回の計画による周囲の営農への影響は少ないものと思われる

ます。また、申請者の事業の遂行のためには立地的にも当該農地を使用することが必要であると認められ、一時転用はやむを得ないものと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

早川委員 一時転用は当該農地全てで、資料13ページのピンク色で示している四角が鉄板を敷く部分ということなのか。

谷口書記 そのとおりです。

松井委員 当該農地の近くには休耕地も見受けられるが、休耕地を利用することにはならなかったのか。

谷口書記 休耕地は草刈がされていないため、使用しにくいのではと考えます。

松井委員 農地に直に鉄板を敷くのか。整地はしないのか。

谷口書記 整地はしませんが、鉄板の下にプラスチックのクッション材を敷いて農地の負担が少ないようにすると聞いています。

松井委員 営農時期を避けるとのことなので、問題ないと思うが、奥の休耕地を利用した方がよいのではと思う。

局長 当該農地よりさらに奥である山側の農地ですと、その農地までの農道の路肩の養生作業がたいへんになることも考えられます。

塩野委員 荷物を運搬する道路はどこか。

谷口委員 資料13ページの下に記載されている道路です。

塩野委員 大型車両の出入りに農道を使用するのは問題ないのか。車両が通って農道がへこんだりしないか。

局長 農道に負担がかからないよう鉄板養生を行うと申請が出ています。

古池委員 農地に鉄板を敷いて今後の営農に影響がないのか…。当該農地は所有者が自身で耕作しているのか。

谷口書記 所有者が耕作しています。

局長 運搬用の道路は農道ですので、農道使用申請は別で提出されています。もし農道の破損が確認された場合は事業者負担で修理になると考えます。

早川委員 資料13ページのヘリコプターからの円は何か。

谷口書記 風の影響を受ける半径50メートルの部分を示しています。この中にある農地の所有者に転用事業の説明をしたと聞いています。

松井委員 なぜこの農地なのか。一番谷も狭いところであるし、他の土地の方がよいのでは。

谷口書記 ヘリコプターの飛行角度などの関係で〇〇〇〇や山からある程度距離を取ることを考えると当該農地が最も適している場所とのことです。また、鉄板が敷ける面積や周囲の樹木の状況も考慮した結果とのことです。

議長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものといたします。

[日程 5]

議長 日程5 議案第25号 名田庄農業振興地域整備計画の変更について を議題といたします。

本件は、おおい町長から意見を求められたものであります。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。

議案第25号は、〇〇〇〇〇〇地区において土地改良事業を実施し、農地の集積を図るため、名田庄農業振興地域整備計画の変更を行うものです。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。

(議案第25号資料説明)

局長の説明のとおり、〇〇〇〇〇〇地区の土地改良事業を実施し、農地の集積のために当該農地4筆を農用地区域に編入する計画変更です。

当該農地を含む、〇〇〇〇〇〇地区の農地において、おおい町が土地改良事業を行い、農地集積を進める計画です。土地改良事業実施の条件として、事業を行う農地が農用地区域内の農地であることが必要なことから、今回おおい町長より農用地への編入の意見を求められています。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

桑田委員 はい、議長。

こちら21日に瀧下委員と当該農地を確認いたしました。現在も農地として適切に管理されており、町による土地改良事業を実施予定とのことですので、農用地区域への編入は適当と判断いたします。

議 長 ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

桑田委員 「名田庄農業振興地域整備計画」とあるが、なぜ「名田庄」なのか。

藤原書記 旧町村の名称であり、おおい町では現在、「大飯農業振興地域整備計画」と「名田庄農業振興地域整備計画」があり、変更がある場合はそれぞれの計画を変更することとなっています。現在2本立てで運用されていますが、合併して長期間経過したため、計画を見直し、「おおい町農業振興地域整備計画」を作成中です。来年度には新たな計画になる予定をしております。

早川委員 編入はこの4筆のみなのか。この地区の他の農地は農用地なのか。

藤原書記 この周辺の農地はほとんど農用地になっています。今回、土地改良事業を行うにあたり、この4筆が農用地になっていないことが判明したため、計画変更を行うものです。

議長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第25号 名田庄農業振興地域整備計画の変更については、特段の意見なしとして回答することといたします。

[日程 6]

議長 日程6 議案第26号 現況証明について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長
議案第26号は、〇〇の〇〇〇〇〇氏が登記上農地である土地の現況が非農地であることの証明を求める申請でございます。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長
(議案第26号資料説明)
申請者は、農地が山林又は宅地に接していることから当該農地も山林又は宅地の状態となっており、現況が農地以外となっているとして、今回の現況証明を申請しております。

す。

この申請について、「福井県農地関係事務処理要領」に基づき、農業委員3名及び事務局職員で現地確認を行いました。

当該農地の状態等につきましては、本日お手元に配布した現地調査報告書のとおりです。

まず、〇〇〇〇〇〇は資料20ページの山の中にある丸い形の農地です。当該農地は山林の中にあり、報告書添付の現況写真のとおり周囲の山林と同程度に林地化しており、営農は困難な状況となっております。

次に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、資料21ページのとおり宅地の間にある農地で、長期間宅地の一部として扱われている状態であり、住宅が農地の境界まで建設されていることから営農は困難な状況でした。また、平成17年に地籍調査を実施した際に隣地との境界を定められず、地目を宅地に変更することができずに農地のままとなった経緯もございました。そのため、このような宅地の間に地目上農地の土地が残った状態となっております。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

桑田委員 　　はい、議長。
　　こちら21日に瀧下委員及び塩野委員と現地を確認いたしました。現地確認の結果、報告書記載のとおり山林化及び長期間宅地化していることを確認しましたので、交付基準の「農地以外となった実情及び実態がやむを得ないと農業委員会が認めたもの」として農地でない旨の証明をすることが適当であると判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第26号 現況証明については、申請内容を認め、非農地とする証明を発行することといたします。

議 長 それでは、これもちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和3年第9回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。